

2021年11月4日

東京都教育長 藤田裕司様

東京都医療的ケア児者親の会  
代表 福満美穂子

## 要望書

平素より、医療的ケア児者と家族の支援について施策をご検討いただき、誠にありがとうございます。

本年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「支援法」)が施行となり、医療的ケア児と家族の支援に関し国や地方公共団体の責務が明記され、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが基本理念として規定されました。私たちは、本法が遵守されることで、医療的ケアが必要でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境が整うことを熱望しています。

「支援法」の中では、医療的ケア児の教育環境に関し「学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」(第七条)とともに、「学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」(第十条の2)とされています。

東京都ではこれまでも医療的ケア児の通学や校内における保護者の付き添いについて課題解決のための取り組みを進めていただいておりますが、「支援法」が掲げる理念とは依然として乖離があるのが現実であり、その解消に向けた取り組みが早急に求められています。

「支援法」の理念を具体的な施策に結実させるため、下記の要望について必要な予算を来年度予算案に盛り込んでいただくよう、お願いいたします。

### 【要望項目】

- 一、継続的な保護者付添いを求めない内容への専用通学車両ガイドラインの見直し
- 二、学校看護師が必要な医療的ケアをすべて実施できるようにするための業務内容の拡充
- 三、医療的ケアに対する学校看護師の不安を解消するためのスキルアップ研修の義務化
- 四、通学や校内で医療的ケアを担う十分な看護師人数確保のための民間事業所等との契約
- 五、医療的ケア児の通学や学習を保障する保護者代理人利用に対する公費負担制度の創設
- 六、保護者の付き添い解消の条件であるケアの引継ぎを進めるための通学交通費の補償

## 【要望詳細】

### 一、継続的な保護者付添いを求めない内容への専用通学車両ガイドラインの見直し

「都立肢体不自由特別支援学校における専用通学車両の運行に関するガイドライン」では、「Ⅲ 専用通学車両の概要」(p.2)専用通学車両での保護者付添いについての注釈において「看護師の確保状況等に応じ、安全な運行体制が整うまでの間、保護者に継続的な付添いを依頼する場合がある。」とされています。保護者が子ども達の安全な通学のために協力(同乗)することについては理解していますが、数年にわたり専用通学車両に保護者が付添い、常態化している学校が少なくない現状は、協力の域を超えたものと考えざるを得ません。

「支援法」では学校の設置者に対し、「その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する」(第七条)と定めています。また、「学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」(第十条の2)と規定しています。

専用通学車両での通学について、東京都が「支援法」にのっとり適切な支援を行う責務を有することを明確にし、保護者の継続的な付添いが前提とならないようガイドラインを見直してください。

### 二、学校看護師が必要な医療的ケアをすべて実施できるようにするための業務内容の拡充

学校に看護師が配置されていても、実施できる医療的ケアの範囲は現場の裁量に委ねられ、その結果、地域間格差や学校間格差が広がっています。「支援法」では「医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすること」(第三条)を旨として施策を講じなければならないとされています。格差是正のため、非常勤看護師を含め、すべての学校看護師が、医師から指示のある必要な医療的ケアについては医療職として実施できるよう、実施範囲を拡充するとともに、業務内容の見直しと改善をしてください。

合わせて、現在医療的ケアに携わっている看護師の勤務時間制限などを緩和し、非常勤看護師も希望すれば長時間働ける体制にして、在籍している看護師の有効活用を検討してください。

### 三、医療的ケアに対する学校看護師の不安を解消するためのスキルアップ研修の義務化

すべての学校看護師が不安なく、多様化する医療的ケアに対応できるよう、定期的、継続的な研修制度を確立し、研修を受けることを義務化してください。

また、研修は業務時間内で受けられるよう、各校に講師を派遣するなどの仕組みづくりをしてください。

### 四、通学や校内で医療的ケアを担う十分な看護師人数確保のための民間事業所等との契約

添乗する看護師の不足により医療的ケア専用通学車両の利用を諦めざるを得ない児童生徒や、校内での学校看護師の不足により長期間付き添いを余儀なくされる保護者がいます。民間の看護事業所と契約するなど対策を講じ、通学や校内で医療的ケアを担う看護師を早急に増やしてください。

### 五、医療的ケア児の通学や学習を保障する保護者代理人利用に対する公費負担制度の創設

医療的ケア児の通学や校内待機のため保護者が付き添えない際に代理人を利用できる制度がありますが、例えば、人工呼吸器を使用する児童生徒の場合は、看護師しか代理人として認められていません。高額な看護師費用を保護者が負担することができず、通学が叶わなくなることも考えられます。

「支援法」では、保護者の付き添いがなくても医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにすることを学校に求めていることから、学校の責任で医療的ケア児の通学や学習が保障されなくてはなりません。学校で看護師などのケアの担い手が配置できない場合は、保護者代理人制度を公費で活用できるよう制度を創設してください。

#### 六、保護者の付き添い解消の条件であるケアの引継ぎを進めるための通学交通費の補償

現在の「都立肢体不自由特別支援学校における専用通学車両の運行に関するガイドライン」では、専用通学車両内で人工呼吸器を使用する児童・生徒が乗車する場合、校内での保護者付き添いがなくなっていることが乗車の基準となっており、看護師への医療的ケアの引継ぎが終わった上で校内体制が整い、保護者の校内待機が無くなってからでないと専用通学車両に乗車できないことになっています。この基準では、例えば、自家用車が無く、公共交通機関での移動も難しい医療的ケア児は、高額な費用を負担して福祉タクシーを利用しない限り学校に通えず、校内での医療的ケアの引継ぎができないため、いつまでも専用通学車両の乗車対象になることができません。

今の制度では、通学籍の場合、自家用車のガソリン代と公共交通機関の交通費の補助はありますが、リフト付き福祉タクシーを利用した場合は一切補助はなく、家計の大きな負担になっています。

児童・生徒の通学保障のため、専用通学車両に乗車できるまでは、リフト付き福祉タクシーを利用しての通学にかかる経費(往復運賃、介助費)を、公費から支給してください。

以上